

一九三九年十月十七日(十二日目)	自午前	会議室
一開會の時	午前	時 分
至午後 時 分		
二出席議員 一九名		

番号	氏名
一番	仲村春云
二番	岸本利寅
三番	伊佐良一
四番	佐々眞慎祐
五番	中山勝豊
六番	安里良朝
七番	崎向健一郎
八番	花城清善
九番	山本正庄
十番	仲本正庄
十一番	米須清祐
十二番	知花正六
十三番	當山伸太郎
十四番	安達盛信
十五番	相原盛三
十六番	宮里敏行
十七番	栗原盛三
十八番	大庭不二賢

三欠席議員 一名

十三番 松本利庵

四、市町村自治法六十一条の規定による會議事項説明書

出席した者に次の通りである

村長 仲村春勝 財政課長 嵩山全喜

助役 吳屋眞徳 総務課長 沢田安一

役員 仲村春松

建設課長 堀江良徳

五、日程

日程十一

議事録四〇九

日程十四

議事録四一〇

議事録四一〇

日程十二

日程十三

議事録四一〇

議事録四一〇

議事録四一〇

日程十四

議事録四一〇

日程十五

議事録四一〇

日程十六

議事録四一〇

六、會議の題未

議長 出席一九名、欠席一名で定足数に達してあります。

東日下會議を之れより開きモ

(午后一時五七分)

議案

先日の午會通りに付されたり次の
議案を上程致しモ

議案第40号 宜野湾村上水道特別會計(ヲ添合シ)

議案第41号 一九六〇年度宜野湾村上水道特別會計

オ入成生並加更云三月廿二日

議案第42号 宜野湾村上水道事業費負担額の逕徴費

とするにモ

以上三議案につき賛成請願モ

一番 一般會計外の深入議決と云う事の相違

につき

助役

今般は二千箇上は九・五ハニドルと算つてあるが

始めはドル以一下も計算して計算したが、一ドルの

差は上り、切捨による差である。それで深入

議決の場合は以内とした。廻降の行は三五算

で廻詰したい。

工事用舟は資材も含めての清見が

一五番 村 卡 滞材は村が賣つて、工事の外のつもり

ガス

一三番	工事見積等すもたゞれておると思つたが、参考までに 見積にも、下段汁もたゞれておると思つたが、参考までに もう少し、か。
村上(ひ)	設計は一部しがまてたし、印刷がまに合はん。 今般のニードルで、販入面にあつては営業収益を倍に 高つてあり、事業半分以上では倍にはたつてたゞり その理由について説明を行いたい。
八番	さうの計画では水源地・済水施設が主であつたが、 今般の場合には直に配管にかかるので、工事がそれ だけ進むことになり、自然に開発と収入が多く なる見込である。
八番	水の購入費と、販元の差が漠然としてあるが、軍から 買つたガロン当と、売りつけたがに二通りの差はや何 購入額一〇〇ガロンでニニ・九七セント
七番半	元の場合は、一一ニガワンでニドル
八番	条件の價格と卸値と内題は如何
八番長	小売は件件の通りであります。
二番	当初二月廿の陽合は、あわてて、又之法度へリ請願り 件も立つて、充分と分らなかつたが、今度の陽合は 執行の良くて、ソシテ貢えますが、又ミレ身と内題 はどうかあるが、
村上(ひ)	補助金と大は判明しない。

=番 請願べがねのアーバンは立法院シテイインも知りすべしと思ふ
 どうかってあるか
 村長 五千ドル相当の車は知つてゐるが、その額全部が
 直接アマリだりつけない、で後ろ者アフターライでは政府の歳入減
 の利もひさかアーバン年度に分ける利もひさ
 二番 补助金もどうなつたが、結果を見なければ議會
 活動の長短ロングショートをキニヨる、政府も二四半期毎にて
 あるアーバンモーテ不適切アーバンには、どうかと
 思つ、はたして今後何防護措置ブレーキをさるか、
 デカトキがしてもらひたい
 村長 工交局アーバン時代も認可アーバンをし、限り
 不適切アーバンことが出来かアーバンとしてサヨ
 の対応アーバンと力あるが
 ハ番 おのきのは白紙アーバンもどうて、今度のものが補助金
 一七番 さてアーバン、政府も更なるから、ナク場合アーバン
 なりとどうにもならぬか
 建設課長 賦役見合アーバンで牛しキヤウと、おののトグ、今般二人にて
 あるのはどういう理由アーバン
 他の工事もあるアーバンをうへ
 現在モニアーブルが、特許も工交局、水道公社に優秀
 力弱アーバンがいるアーバンで、アーバンが、う習つて、他へアーバンはセ

		設計も自己でやつて行きたい
一七番		矢張り説明で、一人と二人に分るとばれたり た数とは内併するが、
則段		北三万は企画的のもので、行政的のものは別にさき と因る。今、前日感えてた。
一五番		土木工事のモカナリ、水道公社のモカガ、早くて、とにかく たうとゆニヒテ承認したが、その時リ状況とも變って あると思つ、私ヨリいた内容では、十二月に終つて 一日後には屋高社まで工事は進み、モカ各附也 あり二万ガロンのターンリを依る計もひろが、村の計画 はそれをモ、マツナセセテやるつもりだ。
建設課長		併例にもある通り、上野村村上水道と併せており 一千泊・五千千泊以上も含めて感えておる
一七番		軍の本営が那ハ市の原水をとつても余るとい 事で附近の布設者だとれるとの事ですが、村の 計画との關係はどうだるが、その場合村に導入だけ ればならぬと思つたが、の單價リストは、どうぞ 運賃半金單價を計算せする段階ではだつて計算 した事口かい
一七番		今で計画の牛に入れてやうわばたらぬと思つた 何時決かうし、それにタツナ出まるが、ヨリのサム 表れてない

村長	水を売ることだけなら、生半端な不資本の小モ 合めてのよ大は感えてた。
一七番	モに商連して、水は必要だと大は知つておるが 床ぬき湯食水はひるが水道が要る、水道検査 をして、一七に二三〇〇〇の細菌が含まれて ある、此ノモも村長さんに行き申し上げたが 水道公社では希望がなければ、つても良いがどう 事でけるが、之は村の計画とも商連するか 簡易水道と村の計画、又年の水を貰つ事は 村の計画もまた、にやるが、それまで待つべきが どう本一に? 7月1日
村長	水交渉は可能でリる、村として副半もつけられ 早く入れることは良いと思つ
八番	水道公社の水と、村とのツヨ初の計画とマサレた この計画では、水道公社では何時でも水はやるが 普天間のナキニとはどうかと思つ、村と、 の計画は全地域にわたるへきで、併側の全地域を 一期、二期と分けて計画が出来た、そして、総合 的な計画のもとにやるべきと思つ
建設委	全部一時に合ひると、特手の補助金の半も受け まると思われる、各区の簡易水道の方向は六角 として打出してやつて行動車も、全般的のモリ7 あると見て

一七番 政府補助のよ大は一二ヶ部落しか出来ない。」
 計画をやるとすれば全村的にも可能であると思ふ

大メーターネットに付けて配給だけすれば、経済も減るし、トク面り計画も可能と思うが、何

八番 ニウ浦浦で条例にされるものは何がどうぞ、建設費別にだ」と思ふ。

八番 併例は村一円だが、計画は並び大さただけであるが、その大きさでこれが事はないうまに

四番 二年後の場合も磨きをなすが、年に油、大約年の場合は弁護士賃金でやることになり、牛糞、糞糞等で手に一千ペース大メータと取り付けることとなるてある。又入れたい巴もひどうが、どうがの疑問もある。しかし、全村的にすることは運送料金は運送料金は別にふれたいと思ふ。

一七番 簡易水道と上水道に切り換えることは不可能か、

村長 も可と云つておる。

一七番 村内にわくても、弁護士賃金は出せると云てきいておるが、

村長 二つして左し当たり水がなくて、二三場所だけ簡易水道をお願ひする。その場所工事用では順位をきめ、施行する。上水道、簡易水道も同じ方法である。

- 一九番
弁護士 清金・阿良少水道
クモリは、表してアリが、洋電に
は入るるべきではアリが、一般電気が、も輸入れてアリ
その導入モ△度の場合は、軍用地の金もアリが、
次々アリハ、どう感えてアリが。
- 村上氏
春やしてナリキは、補助金で出来るモノで、その分は
表してアリ。
- 八番
一千九百四十五年三月二日
軍が手を出せば、すぐ出来のアリ子の、それを
入れて、アリガニヨリ、三、四次にわっても、計画、三月一日
には春やわばアリが、アリが何。
- 村上氏
政府からも△度は、二点にわけてとり助金もアリし
てアリサ、内にアリ。
- 酒井氏
暫時休憩(午後三時三十分)
會議と再開(午後三時三十分)
- 一六番
テト水道公社から水を受けた、時期的にも
早くアリし、水代+地代もしくどう決してアリ、
来年の一月には生まると思う事アリ、アリが、△度
計画では五月とアリつてあるが、△度理由はアリ
テト四月は十二月までには終つて、一日も早くと西へ
てあつたが、△度の仕事は、思ふよに進まず
床屋他行けの通りで進めてある

建物 認可・起債等モ・スムースに進メば早シマリた
唯許しだけではニキリカズ、庶民並行で目標ナシした
二番 車村ツ水道内題はムリ風ナリトドカラリ、くらリ
で一方六ヶ所陽合はシ法院ヘリ陣情等ナリ件もダツ
處理されたが辛クル、3ヶ月引ス掛リガアツタモラツ
このよミリ事ではハツオアタつても出来ハリと思フ
これだけを要更ナリは經費もかかるニシフヨリト
又政府と下町村とは対ビタニ陽てかければ力・んハ
議會と村とも商討モカラシ、ハツヨゾヒ也ハ回して
おつてヨニキリ、先づ予算ナシと、次々と大にシテ
香港開港いたり

人妻一史ウヒ大はどこに見るか。

スナリ及名とクナシヒロどうなつたが、
ヨリ其体的ドリツ頭政府に提出して認可され
ハツ頭から仕事にかかるがナリ確合を写真
村上¹⁰ 吉吉多名の妻一史ウヒ大にては、ニシ省井濱会が始めて
か、ハツ頭から仕事にかかるがナリ確合を写真
車上¹¹ 二毛以上¹² 事工は不干能?・又ハツク各戸
訪問する事モ志半力がつた

總合内題は認可が出来ハリと、借入も出来ハリと
の車¹³ 保水道公社が近い内に出来ると¹⁴ 事¹⁵ 7
水道公社車¹⁶ 金にお手¹⁷ してきいた場合、水道

水道公社の水は少くかるが、私の方から取った
との事を向うの方から聞かれて、私はとては
水道公社より自己負担でくることなく安く買う
事で済とした。そこで采内行署は損を提出さず
車両検査料三セント位安くして出すことなく
わかつて、早く誤謬の時は電気同時に見積、減菌
料十ド相手り来る

復金洋六千九百四十円で、車で試合に走らせて
貰ふと一千一百二十円で済んでしまった。
車の運賃金が下りて、去る五月三日には已成の大、バイブ
の運送、ハイドの仕事等を見て預けさせて設計
計上した。ニキガ議決に付ければ、図面と洋書をして
前段計画を了り、工交局にも申す所あり。一
お手る。この度ニ通じて認可にかかるものと思ふ
旅館の就寝、水道公社と工作場、工事の着工は
二一想ひつきがキスカアフリカ、手る一月後には大丈夫
と思ふ。料金の計画は之がオナ至大一千滑側の倒屋
が走る、ナリタに五年保側さざつモリーフリ
現在う人名では一千年以上がかるがモ知く力
ニ番
三次は二・三月頃が、一可能。
第三回実際内閣として落合計画をやるとたゞだが
水道計も出来ることなし、代々も応接して生まつて因

- 二 番 水道公社は安くなるだけが、起債の点もあらうが、又喜反名
の莫半合めてか。
- 村 長 起債の点は、向うも表面より別な問題であると言つてお
かが、難しいとかことである。又喜反名のと点もあらうが、下
真逆コリカ場合は水源も同一であるので、ニチロは關係
ろいと思つてゐる。
- 一七 番 更正の儀正面で配管工事の実施に伴ひ、多少障害物
もあらうと思つ（賠償）若しあつたならば、先当せらるが、
建課長 予に表れぬが既決予算のと点であらう。
- 議 長 唯今四時であります。が時間延長して審議して良いでせう
くお詫び致します。
- 裏議員「と唱う事あります」
- 長 御裏議がろい様でありますので、時間延長して審議す
ることに決定致します。
- 一五 番 水道課が出来た場合、水道課に使うのが、車代は新車が
買ふるが、又新しく計上されてわらが重複しないか
建課長 全島的に車運するし、中古品を序えてある。
- 一五 番 中古品の場合は修理が必要もあるが、出来れば修繕から
も含めて、新車を買つたうどうかと思つ。
- 議 長 暫時休憩致します（午後四時四分）
- 番 會議を再開致します（午後四時六分）
- 建課長以外に水道課長が出来ることにつけてわらが
そニウ所の説明を願ひます。

村長 一月からの方りで、建設課とは別に水道課長として進めら
べきである。一月からの運用であり、一月三下にやらねばなら
うと思ふ

二 番 建設課をつくる當時には、予測出来なかつたうが、
その當時は私としても予測出来なかつたに、建設課長を入れて
検討してから進めてい

八 番 歳あつ面で今先ハジーブツ件であらうが、燃料費としてニ五ロドル
しがろいが、一日大ロセントである。又職員給で課長と技手が同
額であらうが、さほソク。

建課長 課長と技手は同等で、事務統理、どちでやり直い。

一七 番 収入で五月三ロドル、六月三ロドルで合計六ロドルに
あり、勿論解放地の分で良いが、ニヨカ一部を入れると、それ
だけ入るがどうか、訂画された地域の希望もキヤツチしておる
が既設ヒュ閏連はどうか。

三 設課長 一応是非必要の所を主に彈力をもたしておう。既設ヒュ閏連は
全く考えてろい

一三 番 繰入金につて、今度半減されて経緯費ヒュ閏連するが、水道
ク補助金として、特別會計でアリ山乗るだけ繰入しろ、方が
良いと思うが、事業が減れば繰入は必要でないと思ふ。又政府
ク補助は幾位で可能か。

建課長 支山は建設費、施設費が主であるが、どうしても今年度分り
の收入が足らぬ方りで、九、ロロドル繰入なければならぬ、狀
態である。補助金は経緯費がら五千ドル、その後立法院で
追加したものか五千ドルで、政府の歳入減では立法院の追加

		今が消滅するの情報をうるく下りで申して、足が、り土作りが必要 がおちので、せめて、ハーモニドル位までの心構えである。
一 二 番	番 縫入額より多く補助金が貰ふらと思つたが、そゝ補助額はど うだろか。	補助金等も貢目存置でおかれでわうが、差し当たり事業を すうに当つて、繰入も必要であらうが、補助金が入った場合、起債返 済に当つたが、一般会計に繰定すうが、又繰入水の半減半繰戻 してどうすうが、そゝ時季は
村 長	二小から一般会計の更正の構想を立てろかで、春季的には 今申し上げられぬ。	二小から一般会計の更正の構想を立てろかで、春季的には 今申し上げられぬ。
村 長	政府の補助金が采水ば、二水も更正か、必要かがおろかも知らぬ。 二 番	二水の水道業者へ話したが、一人は解放地で、一人は東側で、一 懸命やつておろが、村も計画しておろとの事も向うとして、知らぬ ろか。
村 長	良く知つておる。古波藏、米須、タシクを作つて人を知つてか 一 大 番	木道公社ナリは、ロヨコアノ、ミニセントなど、一般へはミニロガセン で二ドルで約五倍位にが、そゝ算定の基礎は、
建課長	料金は五百メチ下ニドルであら。	
八 番	三番がうちも質問が立つたが、前々予算と二前だけの差がおろか 議 長	他に御質疑が立つようではありまらず、一心質質疑はニ付で打切 つて、討論に移りたいと思ひます。御詫び致ります。
全 員	異議立と唱う	
議 長	御異議が立つてアリます。質疑を打切り討論に入り	
	主事	

議長 議案第四〇号(宣野湾村上水道特別會計への繰入について)の御意見を求ります。

二番 原案に賛成であります。

三番の議會で一日も早く実現するようにして、金子難向に提出して、一般會計から繰入すにそなえ企業會計でやるべきが、初年度であり事業を進める上において補助金が来るとは繰延ニ付るといふ事であります。原案通り賛成します。

議長 唯今一二番より原案賛成の御意見がありましたが、他の御意見はありますか。

裏議員と唱う声あります。

議長 では御異議がないまことに認め議案第四〇号宣野湾村上水道特別會計への繰入について、原案通り可決を定めます。

議案第四〇号(一九四〇年度宣野湾村上水道特別會計歳入歳出追加更正予算)について御意見を求ります。

一七番 議案第四〇号とち密接の関連があり、二つ問題は色々あります。つまりであります。が、当局の御苦労を分らぬことはあります。住民側に立つ場合は料金よりも一日も早くやろこととが望まれており全村一円を念頭に入れて載る。二水が清め次第直ぐやることにして原案通り賛成致します。

二番 替代ではあるが、喜友名とり問題を予測出来たがためにとか事があるが、当局の幹部が村民の声を聞くことは、已長會でけしては二事。

三番 市町議座りどりとうに、又結果はどうだったか分らぬが、

議員の場合は勿論だが、執行当局は他団体の意とせ充分

助	把握しなければならぬ。今一番指導性が必要である。
	他の接觸の場所で研究してもうけないと、地方行政とか指導性が足らぬ場合もそうして、今度は賛成。
	三三項の場合は早く手を付けて進めてもらいたい。
議	長 唯今原案賛成の御意見があり是外に御意見ロアリ 主せんが、
	裏議ろーと唱う声あり
議	長 では御異議ひきもちと認め議案第四一号十九大口年度宣野湾村上水道特別會計歳入歳出追加更正予算案と原案通り可決決定致します。
	議案第43号 宣野湾村上水道事業費の経緯費とす(二つ子)ノ討論を願います。
会	原案に御異議ありませんが、
議	裏議ろーと唱う
長	御異議がござりかと認め全會一致で議案第43号宣野湾村上水道事業費の経費とする案と原案通り可決決定致す 暫時休憩致します(午後四時五十分)
	會議再開致します(午後四時五十分)
	日程第4議案第4大号軍使用地の貸借契約同意について付議致します。
	書記をして朗読せよます。
	提案者を説明を願います。
助	寸前には使用されてから使用地について、先に現地接觸で新土地計画に基き個人から借りたりと政府から軍が借りるとか

ニヒである價額のすほ(賃貸料) 政府の借賃を定めて適用する二にろつてわたり、九、ハ、ミニ等のクリストが乗車して去った十月二十までにやらねばとてことなり。その場合意不表示をやつて議會の同意を必要とする。又先の議會の同意で見在場合同意が必要となるので、今間提案した。

基本賃貸權によつて、やらねばならぬし、やらねば收用を取るし、期間は、不定期、定期(五年)で別紙の契約書に定められ通り、米國が土地がのうちひといへ、三ヶ月ずつ権利放棄の手続が必要となる。以上提案理由を説明します。

議長質疑に入ります。

ニ	番	二ノ議業關係で、不動地番を合めて定期、不定期の坪数はリストが来てからではつきりしない。ハミニ号が主で他は軍道道路は普天同慶敷地、實に產原の分で、今來たのは不定期であ
助	役	八番 旧普天同慶敷地の分を契約の意へ志があらう。
助	役	八ノ分は何時リスト来るが、記入されないで、たゞ十五年契約をとども
助	役	それ以内、不需要であれば返されか。契約は五年三月からで、過去一年の分がどうあるが、判明したが、おそらく契約とつけられ未だ未だ
七	番	村内ケ軍用地で契約を結ばれていたが、あるが、
助	役	今來たのは、云々の事であります。未契約が三三件、既契約が、その契約が出来たのは土地事務所から来て調べた場合出来ると申し上げてあります
		が、相違關係第一、閑知せずケ今が主の理由、基本としては、ヤラニモにまろが、收用呼ばれば個人の同意はつくらぬからであります。
		意見はあるが、以上の理由であります。政府とモ、契約出来るのは、それが結果を報告しておらず出来ない契約などと申し出たのが二件ある。

二 番 收用されし個人の不利にあらざと、一ヵ年半押すその次 に賃をうがどうが、
助 従状用せぬにうす押す覆すられ乃以、そく後は確的した事 日本主ひ。
八 番 軍用地のそく後は具体的な事は知らぬりが、軍に協力し たもの、當時ロ、E、に衝突する人が悪く云れに、
助 従主席の任命やあり、軍に転換させうのは、國際法上軍法 との話もあらざりが、任命の主席と契約して良シ。
助 従基本債資借の示めにてわらが統治のりうが不力 されてろい現地へ接済へ矣にあらざり下。
八 番 違法かとはどうか、
助 従布令二〇号によろむり下、平統は合法的であらざり、國際法 ヒカ矣は知らぬ。
八 番 平統面で指導ニ付てガラスアガ、
助 従政府対個人であり、指導は出来ぬ。
二 番 個人と政府とも先づやる(琉球政府と米国政府とう契約) 将来米国とやろ空日をうめろニと、
米国いう事は未メされず、やろニヒテ、そゝ内容が變る ともガラスヒ思ふ又そり形モ。
助 従総括の桌については調べて見ろ、後の方は、米国が どう云う风に便われるがお身り得ると思ふ。
一大 番 非細分地は村の管理権がだらさうにゲ、そり内容はビ シカ。

四
行は本に於て行はれであります。
 一六番
管理権の代り
 助役
外令權をもつて財産權行使する所あり。契約關係の
裏、一括押等の件が外れて、さうしたちも下個人的に
うなづき事も丹下げらねるも下りい。
 譲
長暫時休憩致します(午后五時二十分)
 フ
會議再開致します(午后七時二十分)
 ハ
質疑がござりますてタリます。質疑を打切り討論に
入ります。

一二番
契約同意に賛成。

二番ドリ若し契約をしたりその結果が不明であると承り
 周辺に要は我々は契約なしでござる場合は、無地番等の
 場合も外し、何事にしても住民の代表であり、米国政府
 のものなり。それに于て契約もあり定期にしう。不足
 期に用意し契約しろ。政府とやうておって、向かうどう言ふ
 風に便つてしまふが勿論なり。原爆基地も外リ。
 唯一要は基本的の房主として、契約ナリ。基地を認めて
 仁事だより。しきりに否否定する事に外ル。
 契約によつて、基地の施設にあつて村民が望むる。基
 地が出来た場合はその時はそく時々方法が外る。或そク
 立場としては、一地主として房主だが、一步々前進させて
 土地問題解決の燭光にする。村としても房主は何んにも
 でアリ。契約をするがどうかは、二ヶ際締結した方が良
 いと思ふ。住民も在諭もさうでナリ。

	契約しないと云つて、将来の答も出さうと思ふ。
正に場合口そく時々事として处置しにい替へてゐる。	
二 番	重大な問題で色々な問題を含んで、復興經濟的の問題に絞られたのであるが、その責任は、当時者が負へてゐる。
	契約するとは、今までの考へを合法化してやうである。
そこから引かれる所場所償償の場合は課税の対照にならうが、補償の場合には内政局の話であり、那覇の場合は四月十日付の下、公平に見て、	
契約する必要は立かつた。補償の方で頑張らなかったりであります。私に向うに言ひ分かれれば互に眞意を知り合ひたうとの事で、二ちらの言ひ分り合つてやりたい。	
議長 副議長と交代します	
副議長 では議長に代て議事を進めていきます。よろしくお願い致します。	
二〇 番	当初社大の補償方式になつてゐる。補償するには年限が長い。そう言う方法で年限を深めて、地主の安心して契約するとして取扱がなまかうと思うとの事であった。
二 番	今この番は社大の説明だと思ふが、安里さんが變つた事は、年間で正確つてゐることと思うが、後で聞たう。
米国が貸す間である。あくまでも二種方式でなければ出来ない事で、日本の社會党は契約方式に賛成した。	
二二 番	おそれなくそれは全部が押し切れば、それが三連せうとう事である。

市原に場合は、一括押してくれたらしい。当時と今とは
大部考え方が違う。無期限的のものも、何れにして事
遷去と今とも理論の相違で現実的にそれが取り入れた
のである。その当時のことが今我々の意見である。

副議長 議長と文代致します。

暫時休憩致します（午後六時）

議長 会議を再開致します（午後六時十分）

八番 要するに墓地の問題とも関連するし、個人としては認めてくるが、皆方に方が良いと困っていろうて、賛成、

三番 色々の説がありが經濟問題よりは議會が筋を立て、
考えらべて、政府が筋を立てらべてある

村民のどう考えておうか、その意を志はどう反映させらるがで
あり賛成である

九番 曾経であります。普天間被の場合にリストラニスム内に村業
を講じて意見を何う早急に解決させたが、

二番 農業、産業とやうりのと口違つ、そこで多く二ヶ場合

原爆の問題とも関連する以下、認めるが、

村民の声を聞く場合の普通の委員會活動の場合には
うで乃三が組し、会議時に口半帳はいづれ以下ある。

住民が合浦であればどうか、責任をもつ意味からも賛成
出来ぬが

議長 では討論を打切り表決に移ります。

原案通り賛成の方举手願ひます。举手して有る一二名

大多数でありますので、議案第四大手軍用地の賃貸

議長	唯今不採択すへども御覧見ケヌリヨナガ、左様
議長	暫時休憩致しテ(午后大時ニ二分)
議長	會議再開致シテ(午后大時三十分)
議長	本陳情の処理につて御詰リシテ
八番	議會で個人の権利をどうなすヨニとは正采ローワド
八番	不採択とした
議長	指契約同意にて、同意するニ可決・定致します。
議長	日程第五陳情第九号土地個人有問題に付する善処 陳情にて渡名喜氏より示されておヨガ、本職で更 理致しておりま下うで処理方法についてお詫りします
議長	書記をして朗誦せしメます。
議長	軍事上の問題があり議會で、不可能であり日本より 采ロハ水軍處理出来ル」と思つた
一五番	比う陳情の処理ですが大謝石、軍花原等で有名及 (ちほぐん)親子墓附近を賣つて以テ測量の間違 いで賣つてヨリがそれ處理として、どこでやるへシか、 当局としてどこでやるべきと思つた
村長	誤診の訂正は委員会としてもD.Eと共にやつておるが 中々進まぬ」という事である
八番	内容を聞ろと、実際はヨリと云ひて、軍事上の問題であ リ、軍用地の問題もあつと思つた
議長	議會として处置するが、なぜ当がどうか、議會で個人の権利 をどうするヨニヒヨ正采ラヨウで、ヨリ後所として やらねばならぬかもうであると思つた
議長	暫時休憩致しテ(午后大時ニ二分)
議長	會議再開致シテ(午后大時三十分)
議長	本陳情の処理につて御詰リシテ
八番	議會で個人の権利をどうなすヨニとは正采ローワド
八番	不採択とした

全員	決定して良いでせうが 開議ろじと唱う
議長	では御開議ろじと唱うでありますから陳情書を不採扱するに決定致します 番組食糧公社敷地の長であります。去る一月十三日、フリスチヤン中佐の説明を聞くと、ソ連軍中佐ロボノフは完璧であります。後任ハクナム司令部の話だけだと思うと言つておつたが、何時解放に立ち、別の時の結果はどうひつておつたが、解放促進の回答を求める動議を提出します。
議長	番組であります。一日も早く解放促進の回答を求めるべきである。 唯今この動議は所定の賛成者がおりましたので、立してあります すが左様取りあつがって良いでせうが。
全員	開議ろじと唱う
議長	御開議ろじと唱うであります下、全員一致で解放促進決議をすこに決定致します。
議長	番組を表示であります。具体的に陳情文を作成すべきであります いたい又提出は議長、副議長、某は事務局にお願いとい 異議ろじと唱う事なり
議長	で御開議ろじと唱うであります下、議長副議長が提出 某は事務局にお願いと申します。
議長	これで、日程上全部終了致しました。規則第八條によ て議會を開會してまいりが、どうかお詫び致します。
全員	開議ろじと唱う

街里議が今日よりありますので、本日で会期を閉會致します。長時間に渡って慎重なる審議をして下さった
どうも有難うござります。これをおち私で第2回宜野
湾村是例會を開會致します。

散會（午後六時四十分）

石會議の次第は書記の記載いたりであります。その内容が正確
であることを証するためここに署名します。

一九五九年十一月二十七日

宜野灣村議會議長 初一平
議事録署名人 仲木正宣
議事録署名人 喜多敏行